

## 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領の改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 一般社団法人日本旅行業協会の支部組織の改編等にもない、構成員の所属名の変更を行おうとするもの。
- (2) 花巻市の機構改革にもない、構成員の役職名の変更を行おうとするもの。

### 2 要領案の内容

要領別表（第4関係）を改正すること。

- (1) 改正前：（一社）日本旅行業協会岩手県地区委員会  
改正後：（一社）日本旅行業協会東北支部 岩手県支部
- (2) 改正前：花巻市大迫総合支所地域振興課地域支援室長  
改正後：花巻市大迫総合支所地域振興課長

### 3 施行期日

この要領は、令和7年2月13日から施行すること

早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領</p> <p>(名称)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第8 (略)</p>	<p style="text-align: center;">早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領</p> <p>(名称)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7 (略)</p> <p>(補足)</p> <p>第8 (略)</p>

改正前	改正後
附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。	附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。
附 則 この要領は、平成16年1月28日から施行する。	附 則 この要領は、平成16年1月28日から施行する。
附 則 この要領は、平成16年10月25日から施行する。	附 則 この要領は、平成16年10月25日から施行する。
附 則 この要領は、平成17年2月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成17年2月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。	附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。
附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成22年3月8日から施行する。	附 則 この要領は、平成22年3月8日から施行する。
附 則 この要領は、平成22年11月29日から施行する。	附 則 この要領は、平成22年11月29日から施行する。
附 則 この要領は、平成26年2月28日から施行する。	附 則 この要領は、平成26年2月28日から施行する。
附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。	附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。
附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。	附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。
附 則 この要領は、令和2年3月10日から施行する。	附 則 この要領は、令和2年3月10日から施行する。
附 則 この要領は、令和3年3月18日から施行する。	附 則 この要領は、令和3年3月18日から施行する。
附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
	<b><u>附 則 この要領は、令和7年2月13日から施行する。</u></b>

改正前			改正後		
別表（第4関係） 早池峰地域保全対策事業推進協議会構成員名簿			別表（第4関係） 早池峰地域保全対策事業推進協議会構成員名簿		
区 分	所 属・職 名	備 考	区 分	所 属・職 名	備 考
山岳関係団体	(略)		山岳関係団体	(略)	
自然保護関係団体	(略)		自然保護関係団体	(略)	
観光業等団体	(公社) 岩手県バス協会 <u>(一社) 日本旅行業協会岩手県地区 委員会</u>		観光業等団体	(公社) 岩手県バス協会 <u>(一社) 日本旅行業協会東北支部 岩手県支部</u>	
報道機関	(略)		報道機関	(略)	
国	(略)		国	(略)	
市町村	<u>花巻市大迫総合支所地域振興課地域 支援室長</u> 遠野市環境整備部環境課長 宮古市川井総合事務所長		市町村	<u>花巻市大迫総合支所地域振興課長</u> 遠野市環境整備部環境課長 宮古市川井総合事務所長	
県	(略)		県	(略)	

## 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領

### (名 称)

第1 本会は、「早池峰地域保全対策事業推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

### (目 的)

第2 協議会は、早池峰地域の豊かですぐれた自然環境を将来に引き継ぐため、民間団体等と行政機関が連携して、自然環境の保護と適正利用を目指した保全対策事業を推進することを目的とする。

### (所掌事項)

第3 協議会は、第2の目的を達成するため、下記事項の検討、企画、調整及び推進を行う。

- (1) 利用者のマナー向上対策に関すること。
- (2) 高山植物盗採防止対策に関すること。
- (3) 自動車利用適正化対策に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項。

### (組 織)

第4 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は構成員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会 議)

第5 協議会の会議は、県南広域振興局保健福祉環境部長が招集する。

- 2 構成員が都合により出席できない場合は、団体又は機関を代表する構成員については、代理人が出席することができる。
- 3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (部 会)

第6 協議会の運営に必要と認められる場合は、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会は会議の結果を協議会に報告するものとする。

### (事務局)

第7 協議会の事務を処理するため、事務局を県南広域振興局保健福祉環境部に置く。

### (補 足)

第8 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成14年3月18日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年1月28日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年10月25日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年1月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年3月8日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年11月29日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 (第 4 関係)

早池峰地域保全対策事業推進協議会 構成員名簿

区 分	所 属 ・ 職 名	備 考
山岳関係団体	(一社) 岩手県山岳・スポーツライミング協会 岩手県勤労者山岳連盟	
自然保護関係団体	早池峰フォーラム実行委員会 早池峰の未来を考える女性の会	
観光業等団体	(公社) 岩手県バス協会 (一社) 日本旅行業協会東北支部 岩手県支部	
報道機関	岩手日報社	
国	岩手南部森林管理署遠野支署長 三陸北部森林管理署長 東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園事務所 盛岡管理官事務所国立公園管理官	
市町村	花巻市大迫総合支所地域振興課長 遠野市環境整備部環境課長 宮古市川井総合事務所長	
県	環境生活部自然保護課総括課長 商工労働観光部観光課観光・プロモーション室長 県土整備部道路環境課総括課長 警察本部生活安全部生活環境課長 県南広域振興局保健福祉環境部長 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長	

# 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領に基づく部会について

(令和5年3月22日 早池峰地域保全対策事業推進協議会決定)

早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領第6の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

早池峰地域自動車利用適正化部会  
早池峰地域自然環境保全対策検討部会  
早池峰地域シカ対策部会